平成２５年（フ）第３３６号
佐賀県佐賀市道祖元町23番地
債務者　村岡　孝芳
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
佐賀県佐賀市神野東２丁目７番２―701号
愛ライフ
債務者　持永　芳昭
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙3093番地４　水町アパート12号
債務者　岩永いつ子（旧姓村﨑）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３２４号
宮崎市清武町池田台北29番地280
債務者　河野さゆり（旧姓桑山）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２７号
宮崎市広島１丁目14番３号　桂ビル308号
債務者　金丸　将彦（旧姓安在）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５号
宮崎県串間市大字西方6899番地１、前住所宮崎県串間市大字西方9015番地１
債務者　瀬治山志穂（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市吉野町1452番地５
債務者　水之浦よう子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１８０号
横浜市磯子区岡村８丁目17番７―105号
債務者　越智晨こと　ＬＩＮ　ＳＨＵＹＯＮＧ　林　　叔永
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３０号
静岡県沼津市西島町８番21号杉山ハイツ302（前住所）
債務者　三宅　恵子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５０号
横浜市神奈川区三ツ沢下町22番７号　コーポラス三ツ沢202号
債務者　堀井　京美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５２号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目20番地11
債務者　石川　照治
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６３号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷990番地216
債務者　酒井　由加
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７９号
横浜市栄区桂町24番地１　ホワイトハウス本郷台101号
債務者　阿部　健志
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４６号
東京都八王子市千人町２丁目６番15号ルミエール西八王子202号
債務者　桐嶋　正行
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４７号
東京都八王子市千人町２丁目６番15号ルミエール西八王子202号
債務者　桐嶋　文子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２０号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納519番地　古謝カメ方、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区久末681番地11
債務者　山城　春美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部